



2025 年 4 月 15 日

各 位

会社名 ト ヨ ク モ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 山本 裕次
(コード番号：4058 東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理本部長 石井 和彦

ir@toyokumo.co.jp

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本年4月15日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年5月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 108,272株
(3) 処分価額	1株につき 2,458 円
(4) 処分総額	266,132,576円
(5) 割当予定先	取締役6名 18,241株 従業員7名 8,662株 当社子会社取締役3名 81,369株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023 年 2 月 22 日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、2023 年 3 月 27 日開催の第 13 回定時株主総会において関連する議案についてご承認をいただきました。

また、当社は、2025 年 2 月 20 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の改定を行い、上記と同様の目的で社外取締役も譲渡制限付株式報酬制度（以下、改定後の制度を「本制度」という。）の対象とすることを決議いたしました。その上で、2025 年 3 月 25 日開催の第 15 回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権

の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間 10 万株以内（うち社外取締役は年間 1 万株以内）とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額 100 百万円以内（うち社外取締役は年額 10 百万円以内）とすることにつきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従前どおり所定の要件をみたす当社従業員に譲渡制限付株式を付与するとともに、新たに当社グループに加わった当社子会社の取締役にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本年 4 月 15 日開催の取締役会において、当社の取締役 6 名及び従業員 7 名（以下総称して「当社対象者」といいます。）並びに当社子会社の取締役（以下「子会社対象者」といい、当社対象者と合わせて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社又は当社子会社に対する金銭（報酬）債権合計 266,132,576 円を当社に現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 108,272 株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象者は、2025 年 5 月 14 日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれも退任又は退職する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

① 当社対象者について

当社対象者が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間①」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、当社対象者が本役務提供期間①において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職の時点において、本役務提供期間①開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

② 子会社対象者について

子会社対象者が、払込期日の直前の子会社対象者が取締役である当社子会社の定時株主総会の日から 2028 年に開催される当該子会社の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間②」といい、本役務提供期間①と合わせて「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、

本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、子会社対象者が本役務提供期間②において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職の時点において、本役務提供期間②開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を、当社対象者については12、子会社対象者については36でそれぞれ除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭（報酬）債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年4月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,458円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上